

秩父別町へ転入される方へ

(各種手続きのご案内)



ようこそ秩父別町へ。

転入届のほかに次のような手続きが必要になりますので、該当するものがありましたらお忘れなく手続きをしてください。

なお、一般的な手続き事項をお示したものであり、これら以外の手続きや書類などが必要になることがあります。

〒078-2192 北海道雨竜郡秩父別町4101番地

秩父別町役場 電話 0164-33-2111・FAX 33-3466

印鑑登録・個人番号カード・住民基本台帳カード

手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当係	確認欄
1 印鑑登録を希望する方	- 登録する本人が来庁してください。 - 入院等で本人が来られない場合は、ご相談ください。 - 前住所地の印鑑登録証（カード）は使えませんので、前住所地にお返しく下さい。	- 登録する印鑑 - 運転免許証、個人番号カード等	住民課 戸籍係	
2 個人番号カード／住民基本台帳カードをお持ちの方	- 前住所地のカードも継続して使用できます。 - 住所変更の登録が必要ですので、カードをお持ちください。	- 個人番号カード - 住民基本台帳カード	住民課 戸籍係	

年金

3 国民年金に加入している方	住所変更の手続きをしていただく場合があります。	- 年金手帳 - 個人番号カード（通知カード）	住民課 年金係	
4 年金を受給している方	- 砂川年金事務所に住所変更届を提出していただく場合があります。 - 届出書は役場にあります。	- 年金証書 - 個人番号カード（通知カード）	住民課 年金係	
5 農業者年金を受給・加入している方	- 住所の変更届が必要です。 - 農協で手続きをしてください。	【農協で必要なもの】 - 農業者年金証書 - 又は農業者年金被保険者証 - 印鑑	農業委員会 事務局	

健康保険・介護保険・医療費関係

6 国民健康保険に加入していた方	- 資格取得届を提出し、資格確認書等の交付を受けてください。 - 前住所地の資格確認書等は使えませんので、前住所地にお返しく下さい。 ※保険料は、現金又は口座振替でお支払いいただきます。	- 印鑑 【保険料を口座振替する場合】 - 振込口座の通帳（ゆうちょ銀行以外） - 通帳の印鑑	住民課 国保係	
7 介護保険被保険者の方（65歳以上の方全員）	- 資格取得届を提出して下さい。後日郵送にて被保険者証を交付いたします。 - 前住所地の被保険者証は使えませんので、前住所地にお返しく下さい。	前住所地で要支援・要介護認定を受けていた方は、前住所地から交付された「受給資格証明書」	住民課 介護保険係	

	手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当係	確認欄
8	後期高齢者医療制度対象の方	・届出の必要はありません。後日郵送にて資格確認書を交付いたします。	・（道外転入者の場合）前住所地から交付された負担区分等証明書	住民課 後期高齢者係	
9	重度心身障害者医療受給者証をお持ちの方	・資格取得届を提出し、受給者証の交付を受けてください。 前住所地の受給者証は使えませんので、前住所地にお返しください。	・印鑑 ・身体障害者手帳等 ・資格確認書等	住民課 医療係	
10	ひとり親家庭等医療／乳幼児医療の受給者証をお持ちの方	・資格取得届を提出し、受給者証の交付を受けてください。 前住所地の受給者証は使えませんので、前住所地にお返しください。	・印鑑 ・資格確認書等	住民課 医療係	
11	自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方	・住所変更の手続きをしてください。 ※札幌市及び道外の市町村から転入した場合は手続きが異なりますので、ご相談ください。	・自立支援医療受給者証 ・印鑑 ・資格確認書等	住民課 社会福祉係	
12	自立支援医療受給者証（更生医療）をお持ちの方	・自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書を提出してください。 ※前住所地の受給者証は使えません。 ※右記以外の書類を提出していただくことがあります。	・印鑑 ・身体障害者手帳 ・家族全員の資格確認書等 ・人工透析の方は特定疾病療養受給者証	住民課 社会福祉係	

福祉制度の手帳・受給者証

13	身体障害者手帳をお持ちの方	・住所変更の手続きをしてください。	・身体障害者手帳 ・印鑑	住民課 社会福祉係	
14	療育手帳をお持ちの方	・住所変更の手続きをしてください。	・療育手帳 ・印鑑	住民課 社会福祉係	
15	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方	・記載事項変更（住所）の手続きをしてください。 ※札幌市及び道外の市町村から転入した場合は取扱いが異なりますので、ご相談ください。	・障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳） ・印鑑	住民課 社会福祉係	
16	障害者自立支援法の各種サービスを受けていた方	・受けるサービスの内容により手続きが異なりますので、ご相談下さい。	・印鑑 ・前住所地で障害支援区分の認定を受けていた方は、前住所地発行の障害支援区分認定証明書	住民課 社会福祉係	

福祉制度の各種手当

	手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当係	確認欄
17	児童手当を受給している方	・児童手当認定請求書を提出してください。	・印鑑 ・資格確認書等（被用者の方） ・振込口座の通帳	住民課 社会福祉係	
18	児童扶養手当を受給している方	・住所変更届を提出してください。	・児童扶養手当証書 ・印鑑	住民課 社会福祉係	

	手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当係	確認欄
19	特別児童扶養手当を受給している方	・住所変更届を提出してください。	・特別児童扶養手当証書 ・印鑑	住民課 社会福祉係	
20	障害児福祉手当 特別障害者手当 を受けている方	・住所変更届を提出してください。	・印鑑	住民課 社会福祉係	
21	高校生以下のお 子さんがいる方	・秩父別町子育て支援水道料補助金交付申請書と納入状況調査承諾書を提出してください。	・印鑑 ・振込口座の通帳	住民課 社会福祉係	

移住定住

22	子育て支援水道基本料金助成対象の方	・交付申請書を提出してください。	・印鑑 ・振込口座	住民課 社会福祉係	
23	君の椅子贈呈事業対象の方	・秩父別町「君の椅子」贈呈申請書を提出してください。 ※0歳児のお子さんを養育している世帯で、前住所地において「君の椅子」の贈呈を受けていない方		住民課 社会福祉係	
24	結婚新生活支援補助金助成対象の方	・交付申請書を提出してください。 (所得制限がありますので担当へご相談ください)	・印鑑 ・振込口座 ・納税証明書 ・所得証明書 ・貸与型奨学金の返還額がわかる資料 ・住宅を購入または貸借した場合はその契約書 ・引っ越し費用が掛かった場合はその領収書 ・住宅リフォーム費用が掛かった場合はその領収書 ・戸籍全部事項証明書	企画課 まちづくり係	
25	新婚世帯・子育て支援家賃助成対象の方	・交付申請書を提出してください。 (結婚新生活支援補助金助成に該当する場合はその交付額を除いた金額を助成します)	・印鑑 ・振込口座 ・納税証明書 ・民間賃貸住宅の場合は賃貸借契約書	建設課 住宅係	
26	新婚世帯・子育て支援引越費用助成対象の方	・交付申請書を提出してください。 (結婚新生活支援補助金助成に該当する場合はその交付額を除いた金額を助成します)	・印鑑 ・振込口座 ・納税証明書 ・移転料がある場合は証明書	建設課 住宅係	
27	町内就業者定住促進家賃助成対象の方	・交付申請書を提出してください。	・印鑑 ・振込口座 ・所得証明書 ・納税証明書 ・民間賃貸住宅の場合は賃貸借契約書	建設課 住宅係	

用語の定義

用語	内容
子育て世帯	高校生以下（満18歳に達した日以降最初の3月31日に達するまでの子どもをいう。）の子どもを養育している世帯です。
新婚世帯	婚姻後3年未満の夫婦の合計年齢が満80歳未満の世帯です。
町内就業者	町内の事業所に町外から通勤している方又は新規に就業する方若しくは、町内で新たに事業を営もうとする方で町内に転入される方です。

こども園・小中学校

	手続きする事項	手続きの内容	手続きに必要なもの	担当係	確認欄
28	こども園に入園する場合	・支給認定申請書兼施設利用申込書を提出してください。	・印鑑 ・保育を必要とする書類	住民課 社会福祉係	
29	小・中学校に通学しているお子さんがいる方	就学通知書を発行いたしますので在学証明書をお持ちください。 ・就学通知書と在学証明書、教科書給与証明書を、指定された学校に提出してください。	・在学証明書 ・教科書給与証明書	教育委員会 学校教育係 33-2555	

防災

30	町防災行政無線の戸別受信機の無償貸与を希望する方	・設置申請書を提出してください。	・印鑑	総務課 防災係	
----	--------------------------	------------------	-----	------------	--

その他

31	町水道をお使いの方	・給水開始届を提出してください。	・印鑑	建設課 上下水道係	
32	合併浄化槽をお使いの方	・開始届が必要な場合があります。	・印鑑	建設課 上下水道係	
33	犬を飼っている方	・犬の所在地変更届を提出してください。	・印鑑 ・前住所地の犬の鑑札	住民課 衛生係	
34	秩父別墓地を使用する方	・墓地使用許可申請書を提出してください。	・印鑑	住民課 衛生係	
35	妊産婦の方	・妊産婦定期健診健診交通費の費用助成手続きを受けてください。 ※前住所地の受診票は使えません。	・母子健康手帳 ・印鑑 ・妊産婦健診の領収書 ・本人名義の金融機関口座番号	住民課 健康推進係	
36	乳幼児のいる方	・まだお済でない予防接種、乳幼児健診等についてお問い合わせください。	・母子健康手帳	住民課 健康推進係	
37	60歳以上の方	・秩父別温泉入館料助成及び秩父別町内の移動におけるタクシー助成を受けることができます。	・印鑑	住民課 社会福祉係	
38	65歳以上の方	・秩父別町内から深川市内へのバス利用の際に、利用券での助成を受けることができます。	・印鑑	住民課 社会福祉係	

令和7年4月1日Ver

町公式LINE（ライン）のお友達登録について

町から生活に役立つ情報や防災情報などをお届けするほか、防災無線やごみ出し日の通知がされます。お友達登録がお済みでない方は、ぜひ登録してください。

お問合せ 総務課情報管理係



【友達登録用二次元コード】



秩父別町内の主な機関・施設等の電話番号

警察（☎110）	深川警察署	☎ 0164-23-0110
	深川警察署秩父別駐在所	☎ 0164-33-2151
消防（☎119）	深川消防署秩父別支署・秩父別消防団	☎ 0164-33-3850
行政機関等	秩父別町役場・町議会・農業委員会	☎ 0164-33-2111
	秩父別町教育委員会	☎ 0164-33-2555
	秩父別町ファミリースポーツセンター	//
	秩父別町生涯学習センター生き活き館	☎ 0164-33-4111
	秩父別町図書館	☎ 0164-33-2220
	秩父別町認定こども園くるみ	☎ 0164-33-2450
	秩父別町立秩父別小学校	☎ 0164-33-2550
	秩父別町立秩父別中学校	☎ 0164-33-2650
	秩父別温泉ちっぷ・ゆう&ゆ	☎ 0164-33-2116
	秩父別町デイサービスセンター	☎ 0164-33-2110
	秩父別町老人福祉センター	☎ 0164-33-2111
	秩父別町キッズスクエア ちっくる	☎ 0164-34-6070
主要団体等	北いぶき農業協同組合本所	☎ 0164-33-2011
	水土里ネットちっぷべつ土地改良区	☎ 0164-33-2311
	秩父別町商工会	☎ 0164-33-2459
	秩父別郵便局	☎ 0164-33-2240
	秩父別町社会福祉協議会	☎ 0164-33-2111
医療機関	秩父別町立診療所	☎ 0164-33-3110
	秩父別歯科診療所	☎ 0164-33-2420
	ちっぷべつ調剤薬局	☎ 0164-33-5233

秩父別町を管轄する国・道の機関

国の機関	深川税務署	☎ 0164-23-2191	深川市
	旭川地方法務局	☎ 0166-38-1111	旭川市
	旭川地方裁判所	☎ 0166-51-6251	旭川市
	旭川家庭裁判所深川出張所・深川簡易裁判所	☎ 0164-23-2813	深川市
	砂川年金事務所（お客様相談室）	☎ 0125-52-3892	砂川市
	滝川公共職業安定所深川分室	☎ 0164-23-2148	深川市
	滝川労働基準監督署	☎ 0125-24-7361	滝川市
北海道の機関	空知総合振興局深川道税事務所	☎ 0164-23-3578	深川市
	深川保健所（空知総合振興局保健環境部深川地域保健室）	☎ 0164-22-1421	深川市
	空知総合振興局保健環境部深川社会福祉事務出張所	☎ 0164-23-3402	深川市